

感染防止対策の継続支援・診療報酬上の臨時的な取扱いについて

厚生労働省は、9月28日付で事務連絡「『感染防止対策の継続支援』の周知について」、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」を発出しました。

【感染防止対策の継続支援（国直接執行による補助金）】

- 対象 病院・有床診療所（医科・歯科）・・・・・・・・・・ **10万円上限**
無床診療所（医科・歯科）・・・・・・・・・・ **8万円上限**
- 対象経費 **令和3年10月1日から12月31日までにかかる感染防止対策に要する費用**

※詳細は、厚生労働省より連絡があり次第、お知らせします。申請手続きについては、できる限り簡素化を図ることを厚生労働省で検討しているところですが、各医療機関等においては、まずは**感染防止対策の継続に係る領収書を保存**いただくようお願いいたします。

【診療報酬上の臨時的な取扱い】

- 乳幼児感染予防策加算の取扱い
令和3年9月30日までは55点 →**10月1日から令和4年3月31日までは28点**
- 歯科外来等感染症対策実施加算（5点）の取扱い →**令和3年10月以降の算定はできません。**

※診療報酬上の臨時的な取扱いに関する詳細は、日歯HP・メンバーズルーム→新型コロナウイルス感染症について→診療報酬・電話等診療→診療報酬→新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）をご参照ください。

歯科医師によるワクチン接種 110万回を突破

今年5月から8月末までに延べ1万9,299人の歯科医師が、累計110万420回の新型コロナワクチンの接種を行いました。

今後も日本歯科医師会は全国の歯科医師と共に、新型コロナウイルス感染症対応の最前線で日々戦っている医療従事者の方々と連帯して、決意をもって協力し、一日も早く国民の皆さんがかつての日常を取り戻すことができるように、ワクチン接種に協力していきます。

各種通知等は、日歯 HP 内の「新型コロナウイルス感染症について」（歯科医師のみなさまへ）およびメンバーズルーム (<https://www.jda.or.jp/member/>) に掲載しています。



歯科医師向け



メンバーズルーム

発行責任者：公益社団法人 日本歯科医師会
常務理事 小山茂幸

本ニュースレターに関する問い合わせは、
03-3262-9322（広報課）にご連絡ください